

閲覧用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

令和4年第1回臨時市議会提出議案

(予算案を除く。)

藤井寺市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
	(報 告)	
2	専決処分の承認を求めることについて(市税条例の一部改正)	1
3	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度藤井寺市 一般会計補正予算(第15号))	4
4	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度藤井寺市 一般会計補正予算(第2号))	5
	(議 案)	
30	藤井寺市教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ いて	6

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて（市税条例の一部改正）

市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年5月18日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

藤井寺市条例第13号

市税条例の一部を改正する条例

市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項第5号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第44条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第76条の2第1項中「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第6条の2第1項中「3分の1」を「、3分の1」に改め、第2項中「3分の2」を「、5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に、「3分の2」を「、3分の2」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に、「3分の2」を「、3分の2」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に、「4分の3」を「、4分の3」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に、「3分の2」を「、3分の2」に改め、同条第8項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第9項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に、「3分の2」を「、3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第6条の2の6の見出し中「熱損失防止改修住宅等」を「熱損失防止改修等住宅等」に改め、同条中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第6条の2の8の見出し中「特定熱損失防止改修住宅等」を「特定熱損失防止改修等住宅等」に改め、同条中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」

に改める。

附則第6条の5第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第18条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて(令和3年度藤井寺市一般会計補正予算(第15号))

令和3年度藤井寺市一般会計補正予算(第15号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年5月18日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて(令和4年度藤井寺市一般会計補正予算(第2号))

令和4年度藤井寺市一般会計補正予算(第2号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年5月18日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

議案第30号

藤井寺市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年5月18日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

富 山 昌 克

提案理由

現委員 足立敦子氏の令和4年6月15日任期満了による後任として任命するものである。

住所

富 山 昌 克

生

略 歴

[Redacted text block]

同 15年 4月 藤井寺市立藤井寺西小学校PTA会長

[Redacted text block]

同 24年 5月 藤井寺市緑化推進協議会委員（現在に至る）

同 25年 4月 藤井寺市景観審議会委員（現在に至る）

[Redacted text block]

